

2019年1月16日

各位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社



上場投資信託（ETF4本）の新規設定にかかるお知らせ

～2月6日に東京証券取引所へ上場予定～

当社は、上場投資信託（ETF）を新たに設定し、東京証券取引所に上場することといたしましたのでお知らせいたします。

2014年3月に上場した2本のETFに加え、新たに4本のETFが加わります。

当社が設定するのは、東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果をめざす「NZAM 上場投信 TOPIX」、日経平均株価（日経 225）に連動する投資成果をめざす「NZAM 上場投信 日経 225」、JPX 日経インデックス 400 に連動する投資成果をめざす「NZAM 上場投信 JPX 日経 400」、および東証 REIT Core 指数に連動する投資成果をめざす「NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数」の4本となり、商品概要につきましては下記のとおりです。それぞれ2月5日に設定、2月6日に上場の予定です。

今後も一層の商品の充実に努め、投資家の皆様の幅広いニーズに合う投資機会の提供に努めてまいります。

<商品概要>

○NZAM 上場投信 TOPIX

商品分類	追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型
対象指数	東証株価指数（TOPIX）
上場日	2019年2月6日（予定）
銘柄コード	2524
決算日	毎年2月15日、8月15日
信託報酬	純資産総額に対して年率0.075%（税抜）

○NZAM 上場投信 日経 225

商品分類	追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型
対象指数	日経平均株価（日経 225）
上場日	2019年2月6日（予定）
銘柄コード	2525
決算日	毎年2月15日、8月15日
信託報酬	純資産総額に対して年率0.135%（税抜）

Press Release

○NZAM 上場投信 JPX 日経 400

商品分類	追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型
対象指数	JPX 日経インデックス 400
上場日	2019 年 2 月 6 日（予定）
銘柄コード	2526
決算日	毎年 2 月 15 日、8 月 15 日
信託報酬	純資産総額に対して年率 0.115%（税抜）

○NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数

商品分類	追加型投信／国内／不動産投信／ETF／インデックス型
対象指数	東証 REIT Core 指数
上場日	2019 年 2 月 6 日（予定）
銘柄コード	2527
決算日	毎年 1 月 15 日、7 月 15 日
信託報酬	純資産総額に対して年率 0.24%（税抜）

※詳細は、後添資料をご覧ください。

※商品分類は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

以上

ファンドの目的

- この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をTOPIXの変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

- TOPIXの動きに連動する投資成果をめざし、TOPIXに採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

TOPIX

- TOPIXとは、東京証券取引所第一部（東証一部）に上場しているすべての日本企業の株式の時価総額を基に算出される指数であり、日本の株式市場全体の実勢を反映している指数といえます。
- TOPIXは、東証一部上場の内国普通株式全銘柄の時価総額について、基準日（1968年1月4日）の時価総額を100とした場合の時価総額の変化を示す指標です。

$$\text{TOPIX} = \text{算出時の時価総額（円）} \div \text{基準時の時価総額（円）} \times 100$$

«TOPIXの著作権等について»

- ・TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有します。
- ・(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- ・(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びTOPIXの商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。
- ・また、(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- ・(株)東京証券取引所は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・(株)東京証券取引所は、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社又は当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は、当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

1. 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場（2019年2月6日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、10口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

2. 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

3. 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎計算期間末（毎年2月、8月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。

ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、対象株価指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象株価指数の動きと乖離が生じます。
 - ① 対象株価指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
 - ② 追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
 - ③ 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
 - ④ 対象株価指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
 - ⑤ 先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に価格差があること
 - ⑥ 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

《お申込メモ》

取得単位	1 ユニット以上 1 ユニット単位 「ユニット」：受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもの。
ポートフォリオの提示	委託会社は、取得申込受付日の 3 営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物株式のポートフォリオを販売会社に提示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口あたり）
取得方法	追加設定は有価証券により行います。
払込期日	販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で引き渡してください。
当初元本	1 口当たり設定日前営業日の対象株価指数の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げ）
受益権の交換	2019年 3 月 5 日以降、受益権と有価証券との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（100口あたり）
交換期日	原則として、交換申込受付日から起算して 4 営業日目から振替機関等の口座に交換申込を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
申込締切時間	原則として、正午までに販売会社が受け付けた申込みを当日分とします。（申込みがこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります。）
取得の申込期間	<当初申込期間> 2019年 2 月 1 日から2019年 2 月 4 日 <継続申込期間> 2019年 2 月 5 日から2020年 5 月15日まで 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、取得、交換の各申込については、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、取得、交換の各申込の受付を行うことができます。 <取得申込の受付けの停止> ・対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して 3 営業日以内 ・対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の 3 営業日前から起算して 6 営業日以内 ・対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 5 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 6 営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前 5 営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <交換申込の受付けの停止> ・対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して 3 営業日以内 ・対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の 3 営業日前から起算して 6 営業日以内 ・対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 5 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 6 営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前 5 営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
取得・交換制限	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換の申込に対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2019年 2 月 5 日）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2021年 8 月15日以降の受益権総口数が300万口を下回るようになった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年 2 月、8 月の各15日、第 1 期決算日は2019年 8 月15日
収益分配	年 2 回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	10兆円に相当する有価証券および金銭
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度が適用されます。 ※上記は2018年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
取得時手数料	販売会社が個別に定める額 取得時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。			
信託財産留保額	ありません。			
交換時手数料	販売会社が個別に定める額 交換時手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	委託会社		年0.047%	委託した資金の運用の対価
	受託会社		年0.028%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1. の額に2. の額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に年率0.081%*（税抜0.075%）以内の率を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は、年率0.0825%となります。 その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <p>2. 投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に54%*（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。 ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に54%*（税抜50%）以内の率を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は、55%となります。 なお、委託会社と受託会社の配分は4：1とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>		<p>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。</p>		
その他の費用 ・手数料	<p>《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。2019年1月16日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%*（税抜0.0075%）。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.0081%*（税抜0.0075%）。 *消費税率が10%になった場合は、0.00825%となります。</p>			
	<p>《対象株価指数の商標の使用料》 対象株価指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2019年1月16日現在、対象株価指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.0324%*（税抜0.030%）以内の率を乗じて得た額。 *消費税率が10%になった場合は、年0.033%となります。</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。 ※運用状況により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>			

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

○税金は表に記載の時期に適用されます。

○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時及び交換時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2018年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

ファンドの目的

- この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を日経225の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

- 日経225の動きに連動する投資成果をめざし、日経225に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

日経平均株価（日経225）

- 日経225とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す指標（株式指数）の一つです。
- 日経225は、1949年5月16日の単純平均株価176円21銭を基準として、日本経済新聞社が公表しております。

「日経平均株価（日経225）」の著作権等について

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

1. 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場（2019年2月6日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

2. 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

3. 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎計算期間末（毎年2月、8月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。

ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、対象株価指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象株価指数の動きと乖離が生じます。
 - ① 対象株価指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
 - ② 追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
 - ③ 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
 - ④ 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができない場合
 - ⑤ 先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に価格差があること
 - ⑥ 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

《お申込メモ》

取得単位	1 ユニット以上 1 ユニット単位 「ユニット」：受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、日経平均株価（日経225）に連動すると委託会社が想定するもの。
ポートフォリオの提示	委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物株式のポートフォリオを販売会社に提示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額（1口あたり）
取得方法	追加設定は有価証券により行います。
払込期日	販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で引き渡してください。
当初元本	1口当たり設定日前営業日の日経平均株価（日経225）の終値の1ポイントを1円に換算した額（小数点以下は切り上げ）
受益権の交換	2019年3月5日以降、受益権と有価証券との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（1口あたり）
交換期日	原則として、交換申込受付日から起算して4営業日目から振替機関等の口座に交換申込を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
申込締切時間	原則として、正午までに販売会社が受け付けた申込みを当日分とします。（申込みがこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります。）
取得の申込期間	<当初申込期間> 2019年2月1日から2019年2月4日 <継続申込期間> 2019年2月5日から2020年5月15日まで 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、取得、交換の各申込については、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、取得、交換の各申込の受付を行うことができます。 <取得申込の受付けの停止> ・対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 ・対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の3営業日前から起算して6営業日以内 ・対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <交換申込の受付けの停止> ・対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 ・対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の3営業日前から起算して6営業日以内 ・対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
取得・交換制限	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換の申込に対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2019年2月5日）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2021年8月15日以降の受益権総口数が20万口を下回るようになった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年2月、8月の各15日、第1期決算日は2019年8月15日
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	5兆円に相当する有価証券および金銭
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度が適用されます。 ※上記は2018年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
取得時手数料	販売会社が個別に定める額 取得時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。			
信託財産留保額	ありません。			
交換時手数料	販売会社が個別に定める額 交換時手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	委託会社		年0.085%	委託した資金の運用の対価
	受託会社		年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1. の額に2. の額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に年率0.1458%*（税抜0.135%）以内の率を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は、年率0.1485%となります。 その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <p>2. 投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に54%*（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。 ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に54%*（税抜50%）以内の率を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は、55%となります。 なお、委託会社と受託会社の配分は4：1とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>			信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
その他の費用・手数料	<p>《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。2019年1月16日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%*（税抜0.0075%）。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.0081%*（税抜0.0075%）。 *消費税率が10%になった場合は、0.00825%となります。</p> <p>《対象株価指数の商標の使用料》 対象株価指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2019年1月16日現在、対象株価指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.027%*（税抜0.025%）以内の率を乗じて得た額。 *消費税率が10%になった場合は、年0.0275%となります。</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。 ※運用状況により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>			左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

○税金は表に記載の時期に適用されます。

○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時及び交換時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2018年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

ファンドの目的

- この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をJPX日経インデックス400の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

- JPX日経インデックス400の値動きに連動する投資成果をめざし、JPX日経インデックス400に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

JPX日経インデックス400

- JPX日経インデックス400は、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数です。
- JPX日経インデックス400は、東京証券取引所（第一部、第二部、マザーズ、JASDAQ）を主たる市場とする普通株式等から選定された400銘柄からなる株価指数で、基準時を2013年8月30日、基準値を10,000ポイント（基準時の対象時価総額）として、日本取引所グループ、東京証券取引所および日本経済新聞社が算出・公表しております。

« JPX日経インデックス400の著作権等について »

- ・「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所（以下、総称して「JPXグループ」といいます。）並びに株式会社日本経済新聞社（以下、「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400指数」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て「JPXグループ」及び「日経」に帰属しています。
- ・当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」及び「日経」は、その運用及び当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

1. 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場（2019年2月6日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

2. 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

3. 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

分配方針

毎計算期間末（毎年2月、8月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。

ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、対象株価指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象株価指数の動きと乖離が生じます。
 - ① 対象株価指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
 - ② 追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
 - ③ 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
 - ④ 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができない場合
 - ⑤ 先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に価格差があること
 - ⑥ 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

NZAM 上場投信 JPX日経400 手続・手数料等

《お申込メモ》

取得単位	1 ユニット以上 1 ユニット単位 「ユニット」：受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、JPX日経インデックス400に連動すると委託会社が想定するもの。
ポートフォリオの提示	委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物株式のポートフォリオを販売会社に提示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額（1口あたり）
取得方法	追加設定は有価証券により行います。
払込期日	販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で引き渡してください。
当初元本	1口当たり設定日前営業日のJPX日経インデックス400の終値の1ポイントを1円に換算した額（小数点以下は切り上げ）
受益権の交換	2019年3月5日以降、受益権と有価証券との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（1口あたり）
交換期日	原則として、交換申込受付日から起算して4営業日目から振替機関等の口座に交換申込を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
申込締切時間	原則として、正午までに販売会社が受け付けた申込みを当日分とします。（申込みがこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります。）
取得の申込期間	<当初申込期間> 2019年2月1日から2019年2月4日 <継続申込期間> 2019年2月5日から2020年5月15日まで 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、取得、交換の各申込については、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、取得、交換の各申込の受付を行うことができます。 <取得申込の受付けの停止> ・対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 ・対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の3営業日前から起算して6営業日以内 ・対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <交換申込の受付けの停止> ・対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 ・対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の3営業日前から起算して6営業日以内 ・対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
取得・交換制限	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換の申込に対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2019年2月5日）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2021年8月15日以降の受益権総口数が30万口を下回るようになった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年2月、8月の各15日、第1期決算日は2019年8月15日
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	10兆円に相当する有価証券および金銭
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度が適用されます。 ※上記は2018年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
取得時手数料	販売会社が個別に定める額 取得時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。		
信託財産留保額	ありません。		
交換時手数料	販売会社が個別に定める額 交換時手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	委託会社		年0.087%
	受託会社		年0.028%
委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の 1. の額に2. の額を加算して得た額 とします。 1. 投資信託財産の純資産総額に 年率0.1242%*（税抜0.115%） 以内の率を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は、年率0.1265%となります。 その配分については下記のとおり（税抜）とします。			信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 委託した資金の運用の対価 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
2. 投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に 54%*（税抜50%） 以内の率を乗じて得た額。 ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に 54%*（税抜50%） 以内の率を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は、 55% となります。 なお、委託会社と受託会社の配分は 4：1 とします。			左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。
毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。			
その他の費用 ・手数料	<<受益権の上場にかかる費用>> 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。2019年1月16日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、 0.0081%*（税抜0.0075%） 。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、 最大0.0081%*（税抜0.0075%） 。 *消費税率が10%になった場合は、 0.00825% となります。		
	<<対象株価指数の商標の使用料>> 対象株価指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2019年1月16日現在、対象株価指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、 年0.0432%*（税抜0.04%） 以内の率を乗じて得た額。 *消費税率が10%になった場合は、 年0.044% となります。		
	有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。 ※運用状況により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

○税金は表に記載の時期に適用されます。

○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時及び交換時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2018年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

ファンドの目的

- この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を東証REIT Core指数の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

- 東証REIT Core指数の値動きに連動する投資成果をめざし、東証REIT Core指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

東証REIT Core指数

- 東証REIT Core指数とは、東京証券取引所に上場する不動産投資信託の全銘柄から、時価総額（浮動投資口ベース）及び売買代金の水準により銘柄を選定する指数です。
- 東証REIT Core指数は、基準時を2018年2月23日、基準値を1,000ポイント（基準時の対象時価総額）として東京証券取引所が算出・公表しております。

《東証REIT Core指数の著作権等について》

- ・東証REIT Core指数の指数値並びに東証REIT Core指数の標章及び東証の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT Core指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証の商標に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有します。
- ・（株）東京証券取引所は、東証REIT Core指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT Core指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT Core指数の標章若しくは東証の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- ・（株）東京証券取引所は、東証REIT Core指数の指数値並びに東証REIT Core指数の標章及び東証の商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT Core指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・（株）東京証券取引所は、東証REIT Core指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、（株）東京証券取引所は、東証REIT Core指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- ・（株）東京証券取引所は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスを義務を負いません。
- ・（株）東京証券取引所は、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを、東証REIT Core指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、（株）東京証券取引所は、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

1. 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場（2019年2月6日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、10口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

2. 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される不動産投資信託証券のポートフォリオで、対象指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

3. 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

主な投資制限

- 不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎計算期間末（毎年1月、7月の15日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。

ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、不動産投資信託証券など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券は不動産市況（価格、賃料、稼働率等）や金利の変動、関係法令・規制、国内外の景気、政治、経済、社会情勢、災害等の影響を受け、また、不動産投資信託証券の収益や財務内容の変化を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている不動産投資信託証券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
 - ① 対象指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本移動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
 - ② 組入銘柄の分配金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
 - ③ 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
 - ④ 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができない場合
 - ⑤ 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
 - ⑥ 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

NZAM 上場投信 東証REIT Core指数 手続・手数料等

《お申込メモ》

取得単位	1ユニット以上1ユニット単位 「ユニット」：受益権取得時に適用される不動産投資信託証券のポートフォリオで、対象指数に連動すると委託会社が想定するもの。
ポートフォリオの提示	委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物不動産投資信託証券のポートフォリオを販売会社に提示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口あたり）
取得方法	追加設定は有価証券により行います。
払込期日	販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で引き渡してください。
当初元本	1口当たり設定日前営業日の対象指数の終値の1ポイントを1円に換算した額（小数点以下は切り上げ）
受益権の交換	2019年3月5日以降、受益権と不動産投資証券との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（100口あたり）
交換期日	原則として、交換申込受付日から起算して4営業日目から振替機関等の口座に交換申込を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
申込締切時間	原則として、正午までに販売会社が受け付けた申込を当日分とします。（申込みがこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります。）
取得の申込期間	<当初申込期間> 2019年2月1日から2019年2月4日まで <継続申込期間> 2019年2月5日から2020年4月15日まで 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、取得、交換の各申込については、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、取得、交換の各申込の受付を行うことができます。 <取得申込の受付けの停止> ・対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 ・対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の3営業日前から起算して6営業日以内 ・計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） ・この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託会社が、投資方針に沿った運用を行うために必要と判断する期間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <交換申込の受付けの停止> ・対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 ・対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の3営業日前から起算して6営業日以内 ・計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） ・この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託会社が、投資方針に沿った運用を行うために必要と判断する期間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
取得・交換制限	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換の申込に対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2019年2月5日設定予定）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2021年7月15日以降の受益権総口数が20万口を下回るようになった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	1月、7月、の15日、第1期計算日は2019年7月15日
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円に相当する有価証券および金銭
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度は適用されません。 ※上記は2018年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
取得時手数料	販売会社が個別に定める額 取得時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。		
信託財産留保額	ありません。		
交換時手数料	販売会社が個別に定める額 交換時手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の 1. の額に 2. の額を加算して得た額 とします。 1. 投資信託財産の純資産総額に 年率0.2592%*（税抜0.24%） 以内の率を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は、 年率0.264% となります。 その配分については下記のとおり（税抜）とします。		信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	内訳 (税抜)	委託会社	年0.20%
		受託会社	年0.04%
	2. 投資信託財産に属する不動産投資信託証券の貸付に係る品貸料（貸付不動産投資信託証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に 54%*（税抜50%） 以内の率を乗じて得た額。 ただし、不動産投資信託証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に 54%*（税抜50%） 以内の率を乗じて得た額とします。 *消費税率が10%になった場合は、 55% となります。 なお、委託会社と受託会社の配分は 4：1 とします。 毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。 ※ファンドが投資対象とする不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。		左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。
その他の費用 ・手数料	<p>《受益権の上場に係る費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。2019年1月16日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%*（税抜0.0075%）。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.0081%*（税抜0.0075%）。 *消費税率が10%になった場合は、0.00825%となります。</p> <p>《対象指数の商標の使用料》 対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。2019年1月16日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.054%*（税抜0.050%）以内の率を乗じて得た額。 *消費税率が10%になった場合は、年0.055%となります。</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。 ※運用状況により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		
	※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。		
	<p>■税金</p> <p>○税金は表に記載の時期に適用されます。 ○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。</p>		

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時及び交換時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2018年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■その他の留意事項

- 当資料は、プレスリリースとして農林中金全共連アセットマネジメント株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）は、販売会社にご請求ください。
- 投資信託は、預金（貯金）保険の対象ではありません。
- 「NZAM 上場投信 TOPIX」、「NZAM 上場投信 日経 225」、「NZAM 上場投信 JPX 日経 400」、および「NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数」は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2019 年 1 月 16 日に関東財務局長に提出しており、2019 年 2 月 1 日よりその効力が発生します。なお、効力発生前に記載内容の訂正が行われる場合があります。
- 販売会社については、下記までお問合せください。

【本件についてのお問い合わせ】

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 企画部
お客様専用フリーダイヤル：0120-439-244
受付時間：9:00～17:00（土・日祝日を除く）

【ホームページ】

<https://www.ja-asset.co.jp/>

委託会社：農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 372 号

一般社団法人投資信託協会会員／一般社団法人日本投資顧問業協会会員